

総社市消防訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署

総社市消防本部消防職員委員会運営規程（平成17年総社市消防訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月11日

総社市消防長 池 上 泰 史

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(消防職員の意見の提出先等) 第2条 略</p> <p><u>(会議)</u> 第3条 <u>規則第9条第3項の規定による会議の開催通知は、様式第1号により行うものとする。</u></p>	<p>(消防職員の意見の提出先等) 第2条 略 <u>(会議)</u> 第3条 <u>規則第9条第1項に規定する常会とする会議は、毎年度9月末日までに開催するものとする。</u> <u>2 規則第9条第3項の規定による会議の開催通知は、様式第1号により行うものとする。</u></p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。